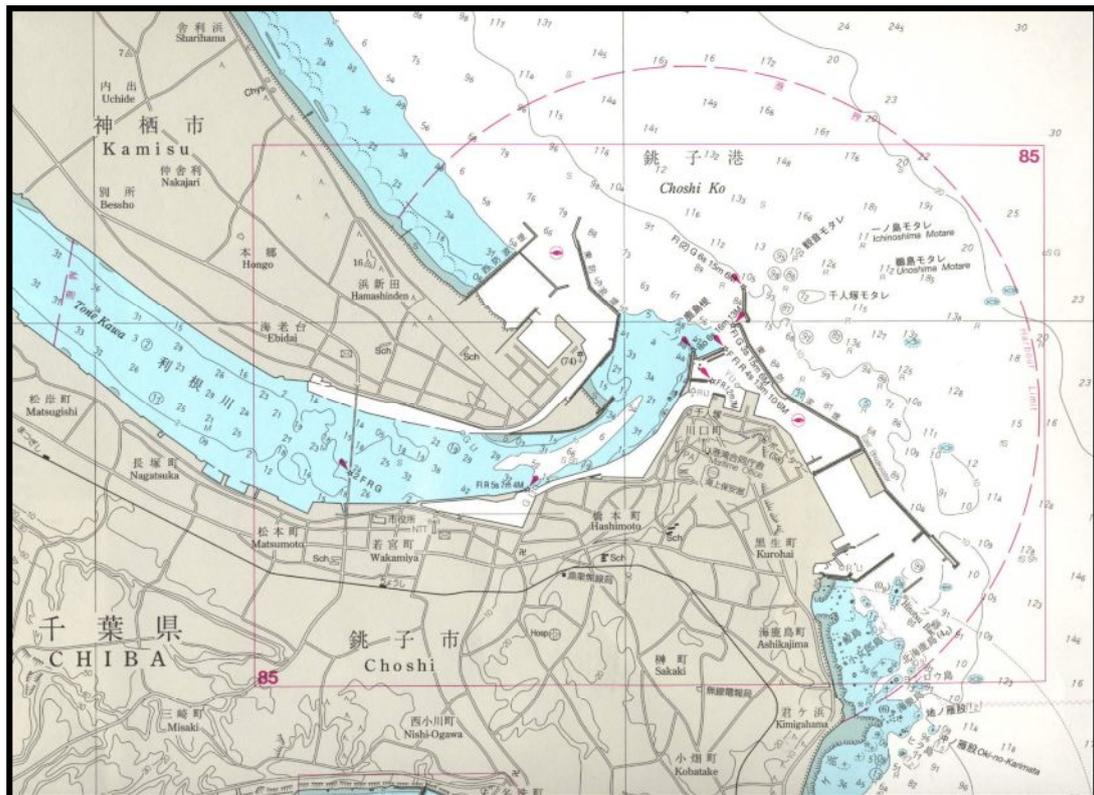


# 銚子港における工事及び作業許可申請要領



銚子港域 引用先海上保安庁 W57

平成24年1月

# 目次

## 第1 港則法適用海域における工事・作業等に関する解説

- 1 港則法の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 工事・作業に係る規制・・・・・・・・・・ 2
  - (1) 工事等の許可（法第31条）
  - (2) 許可の申請（施工規則第16条及び19条）
  - (3) 許可対象となる工事又は作業
- 3 許可申請等の手続き・・・・・・・・・・ 2
  - (1) 工事・作業許可申請の義務者等
  - (2) 申請書の提出先等
  - (3) 工事・作業許可申請の具体的要領
  - (4) 工事・作業の許可申請書類作成上の注意事項
- 4 工事・作業の許可後の手続き・・・・・・・・ 6
  - (1) 工事・作業の着手及び竣工
  - (2) 許可申請内容変更時の措置

## 第2 工事・作業等許可申請に関する必要資料

- 1 工事・作業許可申請書作成要領・・・・・・・・ 7
- 2 工事・作業等における安全対策記載例・・・・・・・・ 10
- 3 工事許可申請書様式・・・・・・・・・・ 13
- 4 着手・竣工届様式・・・・・・・・・・ 14
- 5 作業・行事許可申請書様式・・・・・・・・ 15
- 6 着手・竣工届様式・・・・・・・・・・ 16
- 7 変更届様式・・・・・・・・・・ 17
- 8 工事延長許可申請書様式・・・・・・・・ 18
- 9 内容変更許可申請書様式・・・・・・・・ 19
- 10 警戒船管理運用要領記載例・・・・・・・・ 20
- 11 緊急連絡系統図記載例・・・・・・・・ 24
- 12 使用船舶一覧表記載例・・・・・・・・ 25
- 13 工事・作業許可申請書内容チェックリスト・・・・・・・・ 26

# 銚子港における工事・作業許可申請要領

## 第1 港則法適用海域における工事・作業等に関する解説

### 1 港則法の概要

港則法（昭和23年法律第174号）は、港内における船舶交通の安全と港内の整頓を図ることを目的として制定された法律で、第1章の総則規定から第8章の罰則規定までで構成され、ふくそうした港内交通に対処するため、工事作業等を規制しています。

銚子港における港則法適用海域は、銚子港一ノ島灯台（北緯35度44分52秒東経140度51分24秒）から186度550メートルの地点を中心とする半径3000メートルの円内の海面及び松岸三角点（52メートル）（北緯35度43分53秒東経140度47分32秒）から10度30分に引いた線以東の利根川水面

### 2 工事・作業に係る規制

#### (1) 工事等の許可（法第31条）

銚子港内又は銚子港の境界付近で工事又は作業をしようとする者は、銚子海上保安部長の許可を受けなければなりません。

なお、「銚子港の境界付近」とは、工事又は作業が当該港における船舶の出入り又は在港船舶に影響を及ぼす範囲をいいます。

これは、港内又はその境界付近において工事又は作業が行われる場合には、一定の水域が占有され、また、作業船等が直ちに移動できない等船舶交通の安全及び港内の整頓が阻害されるおそれ大きいので、これを銚子海上保安部長の許可にかからしめることとしたものです。

本条の規定に違反し、許可を受けずに工事又は作業をしたものは3ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられ（法第39条）、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者がその法人又は人の業務に関して本条の違反をしたときは、行為者のほかその法人又は人も30万円以下の罰金に処せられます。（法第43条）

#### (2) 許可の申請（施行規則第16条及び第19条）

許可の申請は、（工事・作業又は行事）許可申請書【第9号様式】に、工事又は作業の目的、方法、期間及び区域又は場所を記載して行うように規定されています。

それ以外の事項についても、銚子海上保安部長が特に必要があると認める場合には指定することが出来ることとなっています。

例えば工事・作業の種類、安全対策等がこれにあたります。

具体的には、許可申請書に必要な事項を記載し、図面等の資料を添付して提出して頂くこととなります。

### (3) 許可対象となる 工事又は作業

イ 具体的な例としては、次のようなものがあります。

- (イ) 航路、泊地等の浚渫作業
- (ロ) 港湾用地の造成（海上作業がある場合のみ）
- (ハ) 岸壁・棧橋・ドルフィン等の工作物設置、補修
- (ニ) 定置網の設置、のり・かき・真珠貝等の養殖のための竹木材類の敷設、漁礁の設置
- (ホ) 採水・採泥及びボーリング調査
- (ヘ) 潜水調査・磁気探査等の海底調査
- (ト) 潜水して行う船底清掃作業
- (フ) 沈船引き揚げ作業

ロ 船内の清掃作業等、当該行為が船舶内に限定され、港内の船舶交通の安全や港内の整とんに何ら影響のないもの、及び船舶の離着岸や荷役等港内で通常行われる行為は、本条の工事又は作業には該当しません。

ハ 工事と作業の区別については明確に規定されたものではありませんが、事務処理上は、工事とは行為の行われた場所に将来にわたり施設が存在するなどその痕跡を残すもの、作業とはその痕跡を残さないものとして区別しています。

ニ 船舶交通の実態がほとんど無い水域における小規模な作業のように、港内の船舶の安全や、港内の整とんに影響を与えない工事又は作業は、許可を受ける必要はありません。

ただし、港内又は港の境界付近における水域の利用実態と当該作業等の関係は、一概に判断することができないので、事前に交通課に問い合わせして下さい。

## 3 許可申請等の手続き

### (1) 工事・作業許可申請の義務者等

「工事又は作業をしようとする者」とは、工事又は作業の実施責任者を言います。すなわち、当該工事又は作業の実施について指揮監督をする権限を有するものがこれに該当し、請負契約を結び工事作業の実施を一任するような場合は、請け負った者（元請者）が申請義務者となります。

### (2) 申請書の提出先等

銚子海上保安部交通課が事務を取扱います。

受付時間は次のとおりです。

平日の0900～1200、1300～1700

### (3) 工事・作業許可申請の具体的要領

イ 工事・作業許可申請は、行政手続法により定めることとされている通常処理に要する期間（標準処理期間）を1ヶ月としていることから、許可申請は、やむを得ない場合を除き工事着手日より1ヶ月以上前に提出して下さい。

この標準処理期間は、銚子海上保安部長が工事・作業内容の審査と周知に通常必要とする期間です。

ロ 工期が長期間に及ぶ工事・作業においては、工期を3ヶ月に区切って許可申請をして下さい。

ただし、定期的に行われる簡易な調査・保守点検作業（水質・底質調査、灯浮標の保守点検等）及び同一工種又は工種が少ない工事・作業であって作業区域、安全対策に変更がないと認められるものについては、最大1ヶ年を限度として許可する場合がありますので、長期に亘るものについては、事前に交通課に問い合わせして下さい。

また、土砂分析のための採泥作業、安全確認のための磁気探査等の事前測量作業については、本工事と分離して、許可申請を受け付ける場合があります。

ハ 夜間に工事作業を実施する場合には、その理由及び照明等の設備に関する事項も施工計画の内容に含めるとともに、夜間における安全対策及び緊急連絡系統を策定して下さい。（航路標識を設置する際は、事前に交通課に説明するとともに別途届けを提出して下さい。）

二 許可申請にあたっては必要に応じ、許可申請書に掲げるような事項を含む計画書等を適宜の様式で書面にして添付して下さい。（添付書類については資料編参照。）

ホ 大規模な工事・作業については、許可申請書を提出する前に、工事・作業内容、周知先等について事前に交通課に説明して下さい。

へ 緊急に許可を要する工事・作業が発生した場合には、その事情等を交通課に説明して下さい。

ト 許可申請書の提出に際しては、交通課の担当者がその場で質問し、又は指導することがありますので、申請内容を熟知している方が書類を持参するようにして下さい。

チ 所要の審査を終了し許可書を交付する際には、交通課の担当者が許可申請書記載の担当者に連絡しますので、特に必要のない限り、問い合わせは控えて下さい。

#### (4) 工事・作業の許可申請書類作成上の注意事項

- イ 記載文字、添付図面は、明瞭に判読できるように整えるものとし、申請書類は、できる限り要領よく簡潔に作成して下さい。
- ロ 申請書類は正確に作成して下さい。  
申請書類に不備があるときには、他の申請書類を先に審査することもあります。
- ハ 申請書類は、原則として、資料編の工事・作業許可申請書類作成要領の順序に従って記載して下さい。
- ニ 申請書類の作成にあたっては、過去に施工した同種工事・作業の申請書類又は他社作成のものを安易に流用するようなことはせず、その都度内容をよく検討して作成して下さい。
- ホ 申請書類の記載内容については、港内交通の安全及び港内の整とんの確保の観点から検討、審査することとなりますので、海上施工部分を主体として下さい。
- ヘ 工事・作業によっては既に部長公示が行われ、又は水路通報に掲載されているものがありますが、このような工事・作業については、その期間が部長公示、水路通報の内容と矛盾することのないように発注者等と十分調整して下さい。
- ト 工事・作業の方法に関する記載に当たっては、当該工法等が付近の船舶交通にどのような影響を及ぼすことになるかについて、明確にして下さい。
- チ 潜水作業に係る許可申請時には、次の事項に留意して下さい。
  - (イ) 一般留意事項
    - ① 潜水士船は何隻使用するのか。
      - ・岸壁から行う場合はその旨を記載。
    - ② 潜水士は何名一組で作業を行うのか。(水深にもよるがバディーが原則)
      - ・バディー潜水か単独潜水か等を明記する。
    - ③ 潜水はどの方法で行うのか。
      - ・スクーバ式かフーカー式か等を明記する。
    - ④ 国際信号旗「A」旗又は「A」旗を表す表示板をどこに掲げるのか。
      - ・船上か岸壁上か等を明記する。また、「A」旗に併せて「潜水作業中」の横断幕又は看板掲げることが望ましい。
    - ⑤ 船上又は岸壁上等の見張員と潜水士はどのような方法で連絡を取り合うのか。
      - ・有線電話、水中電話、信号索等を明記する。
    - ⑥ 岸壁付近で潜水作業を行う場合。
      - ・岸壁管理者の了解。

- ・当該岸壁に離着岸船がある場合の措置。（作業を一時中止し潜水士を引き揚げる等）
- ・船が着岸している状態でも作業を行うのか。
- ・隣接岸壁に離着岸する船舶への周知。
- ⑦ 潜水士によるケレン作業がある場合には、どのように脱落の防止、回収を行うのか。
  - ・脱落防止ネットの展張、土嚢袋での回収等を具体的に明記する。
- ⑧ 図面等への水深の明記。
- ⑨ 船底調査を行う場合には、推進器、船底弁等による事故をどのように防止するか。
  - ・船側との打ち合わせ等について明記する。
- ⑩ 船上又は岸壁上に見張員を何名配置するのか。
- (ロ) 海底異常物点検撤去時の留意事項
  - ① 潜水士又は船上のウインチ等により引き揚げた異常物をどこに回収するか。
    - ・潜水士船上、台船を配置し台船上等を明記する。
  - ② クレーン船を使用しなければならない超大物が発見された場合には、別途申請すること。
  - ③ 爆発物等発見の際には、作業を一時中断し、できる限り他船が立入らないような措置を講じるとともに、銚子海上保安部へ速報すること。

リ 船舶の解撤、沈船の引き揚げ作業等に係る許可申請時には次の事項に留意して下さい。

- (イ) 油の流出を防止する措置についての具体的方法。
  - ・残油の抜き取り、オイルフェンスの展張、油防除資機材の用意等。
- (ロ) 船舶の解撤、沈船の引き揚げ後の具体的処置方法。
  - ・産業廃棄物として陸上の処分施設へ搬入、ドックへ回航し修理する等。

ヌ 浚渫、くい打ち作業等に係る許可申請時には次の事項に留意して下さい。

- (イ) 海底をかく乱するような場合には、環境汚染防止に配慮する具体的措置
  - ・汚濁防止柵、汚濁防止用フェンス等
- (ロ) 海底に衝撃をあたえる場合には、爆発物等に対する具体的措置
  - ・硬土盤又は岩盤に達するまで、若しくは、浚渫深度又は打設深度まで磁気探査を実施すること。
  - ・爆発物件が法肩から施工区域内に転落するおそれもあるので、法肩の外方20メートル程度の範囲まで探査することが望ましい。

ル 海上を占有して行う工事、海上に構築物を建設する工事、海上を埋め立てる工事等に係る許可申請時には次の事項に留意して下さい。

- ・あらかじめ水域利用者等関係者の意見を調整してから申請すること。

- ・十分な水深、障害物を考慮して一般船舶の通航路の確保、若しくはその代替処置を講ずること。
- ワ 大規模プロジェクト工事等に係る許可申請時には次の事項に留意して下さい。
- ・航行安全対策委員会等により取り纏められた航行安全対策等の内容を確実に反映すること。
  - ・同一区画内で複数の申請者による工事作業が行われる場合には、申請者間で施工期間・内容、安全対策等について十分調整を図ること。
- ワ その他次の事項について注意して下さい。
- (イ) 申請書の大きさを統一すること。(A版を使用し、また設計図等の大きい図面をそのまま添付するようなことは避けること。)
  - (ロ) 許可申請書には、申請に係る内容について熟知した担当者の、所属・氏名・連絡先を明記しておくこと。
  - (ハ) 付箋貼付による訂正指示については、付箋紙を剥がさないこと。
  - (ニ) 可能な限り、各項目毎にインデックスを貼付すること。
  - (ホ) 許可申請書中、期間の欄は、申請時には鉛筆書きとしておくこと。
  - (ヘ) 図面及び工程表は、出来るだけ色分けする等して見易く明示すること。
  - (ト) 継続工事については、施工済箇所、申請期間内で施工する箇所を明確にすること。
  - (チ) 資料編にある「工事・作業許可申請内容チェックリスト」を利用し、申請内容に漏れがないか確認すること。

## 4 工事・作業の許可後の手続き

### (1) 工事・作業の着手及び竣工

- イ 許可書に付された指導事項に着手・竣工届の提出が指示された場合  
工事・作業に着手した後、遅滞無く着手届(様式は資料編参照)を交通課に提出し、工事・作業が完了した場合には、速やかに竣工届(様式は資料編参照)を交通課に提出して下さい。
- ロ 許可書に付された指導事項に着手・竣工の連絡が指示された場合  
工事・作業の開始、終了時に交通課へ電話連絡(0479-24-6685)して下さい。

### (2) 許可申請内容変更時の措置

- イ 工事・作業の許可を受けた後、許可申請内容と異なる状況が生じた場合には、速やかにその状況を交通課に連絡し、変更届の提出、内容変更又は工期延長許可申請書の提出など所要の手続きをとって下さい。
- ロ 工事・作業の許可を受けた後、工事作業に着手出来ない場合は、速やかに交通課に連絡し、所要の手続きをとって下さい。

## 第2 工事・作業等許可申請に関する必要資料

### 1 工事・作業許可申請書作成要領

工事・作業の許可申請には、概ね次の書類を作成し順序よく綴って下さい。

工事・作業等の内容によっては、その一部を省略し、又はその他の書類を追加することとなります。

- (1) 許可申請書（各項目に概要を記載し、詳細については別紙として添付すること。）
  - ① 目的及び種類  
単に契約名のみでなく、具体的に記入すること。  
例：〇〇航路維持しゅんせつ工事に係る底質調査  
〇〇道路建設工事に係る橋脚建設工事
  - ② 期間及び時間  
期間は契約工期ではなく許可申請に係る工期を記入すること。  
例：平成〇年〇月〇日～〇月〇日（予備日〇月〇日～〇日）日出～日没  
平成〇年〇月〇、〇、〇日（予備日〇、〇、〇日）日出～日没
  - ③ 区域又は場所  
施工場所の住所等を記載し、位置図を添付する場合は「別添図参照」と記入すること。  
例：銚子市川口2丁目地先 銚子川口灯台前面海域
  - ④ 方法、その他  
枠内に記載できない場合は、「別添のとおり」と記載し、その内容を記入した書類等を添付すること。
  - ⑤ 連絡先  
申請に係る内容について熟知した担当者の氏名・電話番号を記入すること。
- (2) 発注書または工事等請負契約書の写し（契約書記載の請負者が申請者）  
発注者名、受注者名及び契約期間が記載されたもの。請負契約書等で正式な契約が整っていない場合（印なし）は、整い次第差し替えること。
- (3) 他官庁の許認可書の写し  
他官庁にて審査に時間を要するものについては、許可・届出申請書の写しを添付し、他官庁の許可・受理後、差し替えること。  
例：港湾法に基づく各種許可及び届出（水域占用許可・作業許可・作業届）、土砂処分承認書、火薬類使用許可、道路使用許可、その他
- (4) 工事概要  
目的・位置・施工期間・施工概要等を簡略に記載すること。
- (5) 施工位置案内図  
銚子港内のどの位置で施工するのかを全体図（縮尺の小さいもの）に記入すること。
- (6) 施工区域図

拡大しすぎず、周辺の護岸、海域等が明確に分かるもので、施工区域及び施工範囲には寸法を記入すること。

特に狭い運河等における作業では、可航幅を数字で明記すること。

(7) 工程表

申請期間に沿った表等を作成し、海上工事作業以外のものを準備工あるいは片付工として記載しないこと。

(8) 施工方法

工程表若しくはフロー図と工種を統一し、工程順序に従い説明を行うこと。

各工種の説明は、①施工方法②施工方法を具体化した施工概念図（平面図及び側面図）③作業船配置図の他、作業船回航経路図、作業台船等曳航姿図（曳航全長の寸法を記入すること）、土砂運搬経路図、土砂捨場位置図、土砂運搬サイクル表（1日あたりの運航隻数、運搬土量を明確にする）、汚濁防止又は落下防止措置要領図で構成され、また、工程毎に色を設定し、工程表、フロー図及び施工方法の中の施工対象物・施工範囲が同一色で塗られることにより、第三者でも容易に内容が理解できるようなされていること。

なお、図面には適宜警戒船の配置、標識灯等を併せて記載すること。

また、作業船が夜間にも現場に停泊するような場合には、停泊方法や標識を具体的に記載すること。

(9) 安全対策

工事・作業等における安全対策記載例を参照して工事作業内容に合わせて作成し、水域利用関係者等の了解または周知状況（周知用ポスターを作成し関係先に周知した場合は、申請書に添付する）を記載すること。

(10) 緊急連絡系統図

事故等緊急事態発生時に関係機関及び関係者へ速報できるよう緊急連絡系統図記載例を参照して作成すること。

なお、夜間に工事作業を行う場合は、夜間の連絡系統図を別に作成すること。

(11) 警戒船管理運用要領

警戒船が配備される場合には、警戒船管理運用要領記載例を参照して作成し、警戒船に関する管理講習（警戒業務管理者）及び業務講習（専従警戒要員）の受講証明書の写しを添付すること。

(12) 組織図・安全管理体制

発注者・施工者（住所・氏名）・工事責任者（職氏名・連絡先昼・夜電話番号）・協力業者・下請け業者（住所・氏名）等をフロー図で作成し明記すること。

(13) 標識等設置位置図（灯色、周期等が記載されたカタログの写しの添付）

なお、工事に伴い簡易標識を設置する場合は、簡易標識設置届けも提出すること。（標識設置については適切なものかどうか事前に交通課の確認を取ってください）

(14) 作業船等避難場所図及び作業船等夜間停泊場所図

(15) 使用船舶一覧表

使用船舶一覧表記載例を参照し作成添付すること。

(16) 土砂分析試験結果表（土砂採取位置図も添付）及び磁気探査結果報告書

## 2 工事・作業等における安全対策記載例

安全対策は、記載例を丸写しするのではなく、所要の安全対策を記載すること。

### (1) 一般的な記載例

イ 工事・作業現場には許可書又はその写しを携行し、同書記載の安全対策の各事項を末端の作業員に至るまで予め教育し、周知徹底します。

ロ 工事・作業においては、港則法、海上衝突予防法の規定事項を遵守するとともに、作業船には海上衝突予防法に基づく灯火、形象物を掲げます。

ハ 水域利用者とは別添一覧表のとおり調整（了解）済みです。

ニ 工事・作業中は常時警戒船〇隻を配備します。

ホ 作業現場（船上）には専従の警戒員〇名を配置し、警戒に当たります。

へ 作業船のアンカー位置を示す標識（形状、塗色、灯質等）を設置します。

ト 工事・作業に当たっては、通航路〇mを確保し船舶交通の安全を図ります。

チ 他船の通航に支障がある場合は作業を一時中断し、作業船を移動するか又はアンカーワイヤーを緩めるなどして通航路を確保します。

リ 夜間作業は実施しません。

ヌ 作業開始前には設備、用具、船舶等の始業点検を実施します。

ル 作業船等の乗組員（作業員）には救命胴衣、安全靴、安全帽等保護具を着装させます。

ヲ 工事・作業により発生する残渣、撤去材等（塗装作業におけるケレン屑、塗料の類を含む）の海面への落下防止措置を講じます。〔具体的な措置の方法を記載すること。〕

ワ 台船、灯浮標、その他工事用資機材等の流出のおそれのあるものには、所有者名（連絡先）を表示します。

また、これらの係留、設置等に当たっては、流出しないよう強固に係止するなど流出防止策を講ずるとともに、保守管理を確実にを行います。

カ 万一台船、灯浮標、その他工事用資機材等の流出があった場合は、付近船舶等にその旨の周知を行うとともに、全力をあげてその発見回収に努めます。

コ 気象海象情報、特に注意報等の発令に留意し、原則として次の場合は作業を中止するが、この基準に達しないときであっても状況に応じ中止します。

風速 8 m/s 以上、波高 0.5m 以上、視程 1,000m 以下、潮流 0.5 ノット以上

〔数値は例示であり、工事作業海域、工事作業内容、方法、使用船舶等を考慮のうえ中止基準を設定すること〕

ク 岸壁、栈橋等係留施設の側傍海域において工事作業を施工する際は、係留施設の管理者と密接な連絡を取り、係留する船舶に支障の無いよう作業を一時中止するなどの措置を講じて安全を確保します。

ケ 工事・作業中、事故その他異常事態が発生した場合は、別添「緊急時連絡系統図」により、海上保安庁緊急電話 118 番又は銚子海上保安部（TEL0479-23-4999）、その他関係先へ速やかに連絡します。

ソ 台風の接近等異常気象が予想される場合は、別図のとおり各作業船を（場所名）へ避難させます。

## (2) 土運船、起重機船等大型作業船曳航作業を行う場合の記載例

- イ 港内航行中は有資格者が直接操船するとともに、見張りを厳重にします。
- ロ 他の航行船舶等の状況を確認のうえ安全に留意して航行します。
- ハ 土運船の夜間運航はいたしません。
- ニ 土運船等の乗組員には、救命胴衣等の安全保護具を着装させます。
- ホ 土砂の積込み、陸揚作業時に土砂等の海上への落下を防止するため、シート等を設置します。〔具体的な措置の方法を記載すること〕
- ヘ 積載土砂の漏出のないような措置を講じます。
- ト 土運船等の運航経路は別図のとおりで、一日のタイムスケジュール及び運航隻数は〇隻です。

## (3) 潜水作業を行う場合の記載例

- イ 潜水作業を行う前に、潜水者の健康状態調査及び潜水器材の点検、整備を実施します。
- ロ 作業中は、船上（栈橋上等）に、国際信号旗「A」旗又は「A」旗を表す信号板を掲げるとともに、見やすい場所に「潜水作業中」と表示した看板を掲げます。
- ハ 潜水方式は、フーカー式（スキューバ式）により、〇名で作業を行います。
- ニ 船上（栈橋上等）の補助員は、常時〇名以上確保します。補助員の内〇名は見張り専従とし、接近する船舶等あれば、潜水者に対し船舶等の接近を速やかに連絡します。〔潜水者に対する連絡方法（水中電話等）を具体的に記載すること〕
- ホ 船底調査等を行う場合は、推進器、船底弁等による事故を防止するため、事前に当該船舶の責任者（責任者職名、氏名）と十分な打合せを行い、当該船舶責任者と潜水作業責任者間の連絡手段、方法及び事故防止の措置が講じられていることを確認したうえで作業を開始します。
- ヘ 潜水作業を実施する前に、現場付近の作業員や船舶に対し潜水作業を実施する旨を十分周知します。
- ト 潜水者と潜水土船以外の作業船が合同で作業を行う場合は、作業開始前に潜水作業責任者、潜水者と作業船船長等関係者間での十分な打合せを行います。
- チ 岸壁付近で潜水作業を実施することについては、岸壁管理者の了解を得ております。

## (4) 危険物専用栈橋において火気を使用する工事・作業を行う場合の記載例

- イ 工事・作業を行う前に栈橋管理責任者と工事作業の内容、方法及び火気管理の方法等につき十分な打合せを行います。〔具体的な措置の方法を記載すること〕
- ロ 火気の使用に際しては、事前にガス検知を実施し、また使用中も随時ガス検知を実施します。
- ハ 最寄の消火栓にホースを接続しておき、直ちに使用できるようにします。
- ニ 工事・作業現場付近に持ち運び式消火器（〇本）を用意しておき、直ちに使用できるようにします。

- ホ 船舶を使用する工事・作業では、船内において工事作業に使用する火気以外の火気を使用する場合は、棧橋管理者の許可を得るとともに、火気管理を十分に行います。
- へ 作業船の排気管には火の粉防止措置を設置します。
- ト 棧橋管理責任者の指示がある場所以外での喫煙は禁止します。
- チ 使用する作業機械は火の粉防止措置のある物、道具類は静電気及び火花の発生しない物を使用します。
- リ 棧橋において危険物積載船が係留中又は荷役中は、一切の作業を中止します。
- ヌ 危険物積載船舶から30メートル以内では作業は実施しません。
- ル 火気の使用に当たっては、作業区域以外に影響を与えないよう別図の方法により作業を行います。

[作業区域以外に影響を与えない方法を略図等により具体的に記載すること]

#### (5) 浚渫作業を行う場合の記載例

- イ 浚渫作業にあたり、水域利用関係者に対し周知し、了解を得ています。
- ロ 航路及び岸壁（棧橋）周辺における作業に当たっては、通航路または離着岸（棧）船の状況を事前に確認し影響がある場合は、浚渫船を移動または退避して通航路、離着岸（棧）船の安全を確認します。
- ハ 浚渫作業中は、周辺海域の環境に配慮し、浚渫船に汚濁防止柵（汚濁防止膜）を装備し、汚濁拡散防止に努めます。
- ニ 浚渫作業中は、オイルフェンス、油吸着剤等を準備しておきます。
- ホ 浚渫船団の待機場所は別図の位置とします。
- へ 浚渫土砂から油分が湧出した場合は、直ちに作業を中止し、油防除作業（オイルフェンス展張等）を実施するとともに海上保安庁緊急電話番号118番又は銚子海上保安部（TEL0479-23-4999）、その他関係先へ通報し、その指示に従います。

#### (6) 夜間作業を行う場合の記載例

- イ 作業に必要な照度が得られるように照明器具を配置し、安全を確保します。
- ロ 照明の点灯に際しては、航路標識の視認を妨げず、通航船舶の視覚を眩惑することのないよう照度・角度等を調整します。
- ハ 作業船等の船舶には、法律で定められた灯火を表示し、事故防止に努めます。

#### (7) その他の記載例

磁気探査作業において爆発物等危険物と思われる物が発見された場合は、直ちに作業を中止し立入禁止の措置を講じたうえ、海上保安庁緊急電話118番又は銚子海上保安部（0479-23-4999）その他関係機関へ連絡し、その指示に従います。

3 工事許可申請書様式 (第9号様式)

# 工事許可申請書

平成 年 月 日

銚子海上保安部長 殿

申請者住所  
氏 名

印

1. 目的及び種類	
2. 期間及び時間	
3. 区域又は場所	
4. 方 法	
5. そ の 他	

連絡先

氏 名 :

電 話 :

4 着手・竣工届様式 (工事用)

着手・竣工届

平成 年 月 日

銚子海上保安部長 殿

届出者住所  
氏 名

印

目的及び種類	
区域又は場所	
許可年月日	平成 年 月 日
許可番号	第 号
許可期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
着手年月日	平成 年 月 日
竣工年月日	平成 年 月 日
添付書類	

連絡先

氏 名 :

電 話 :

※着手・竣工の目的に応じて不要な文字を削除すること。

5 作業・行事許可申請書様式 (第9号様式)

## 作業・行事許可申請書

平成 年 月 日

銚子海上保安部長 殿

申請者住所  
氏 名

印

1. 目的及び種類	
2. 期間及び時間	
3. 区域又は場所	
4. 方 法	
5. そ の 他	

連絡先

氏 名 :

電 話 :

※作業・行事の目的に応じて不要な文字を削除すること。

6 着手・完了届様式 (作業・行事用)

着手・竣工届

平成 年 月 日

銚子海上保安部長 殿

届出者住所  
氏 名

印

目的及び種類	
区域又は場所	
許可年月日	平成 年 月 日
許可番号	第 号
許可期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
着手年月日	平成 年 月 日
完了年月日	平成 年 月 日
添付書類	

連絡先

氏 名 :

電 話 :

※着手・完了の目的に応じて不要な文字を削除すること。

7 変更届様式

# 変 更 届

平成 年 月 日

銚子海上保安部長 殿

届出者住所  
氏 名

印

目的及び種類	
区域又は場所	
許可年月日	平成 年 月 日
許可番号	第 号
許可期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
変更内容	
変更理由	
変更年月日	平成 年 月 日

連絡先

氏 名 :

電 話 :

8 工期延長許可申請書様式

## 工期延長許可申請書

平成 年 月 日

銚子海上保安部長 殿

申請者住所  
氏 名

印

目的及び種類	
区域又は場所	
許可年月日	平成 年 月 日
許可番号	第 号
許可期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
延長期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
工期延長理由	

連絡先

氏 名 :

電 話 :

9 内容変更許可申請書様式

## 内容変更許可申請書

平成 年 月 日

銚子海上保安部長 殿

申請者住所  
氏 名

印

目的及び種類	
区域又は場所	
許可年月日	平成 年 月 日
許可番号	第 号
許可期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
変更内容	
変更理由	
変更開始日	平成 年 月 日

連絡先

氏 名 :

電 話 :

## 10 警戒船管理運用要領記載例

### 警戒船管理運用要領

#### 1 目的

この要領は、\_\_\_\_\_が施工する\_\_\_\_\_作業の実施に際し、\_\_\_\_\_が配備する警戒船の業務を的確に実施し、もって作業海域及びその周辺海域における船舶航行の安全と作業の円滑な遂行を図り、事故の防止に万全を期することを目的とする。

#### 2 警戒船の配備

- (1) 本作業中は、\_\_\_\_\_隻の警戒船を配備する。
- (2) 配備する警戒船は次のとおりとする。

船名	総トン数	乗組員	配備期間	配備時間
〇〇丸	〇〇トン	〇名	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	〇〇〇~〇〇〇

#### 3 警戒船の指揮及び通信連絡体制

- (1) 警戒業務を的確に実施するため、次のとおり警戒業務管理者\_\_\_\_\_名及び専従警戒要員\_\_\_\_\_名を置く。

	氏名	年齢	経歴	受講年月日	受講地	証明書番号
警戒業務 管理者	〇〇〇〇	〇〇歳	年	S. . . (H)	〇〇	第 号
専従警戒 要員	〇〇〇〇	〇〇歳	年	S. . . (H)	〇〇	第 号

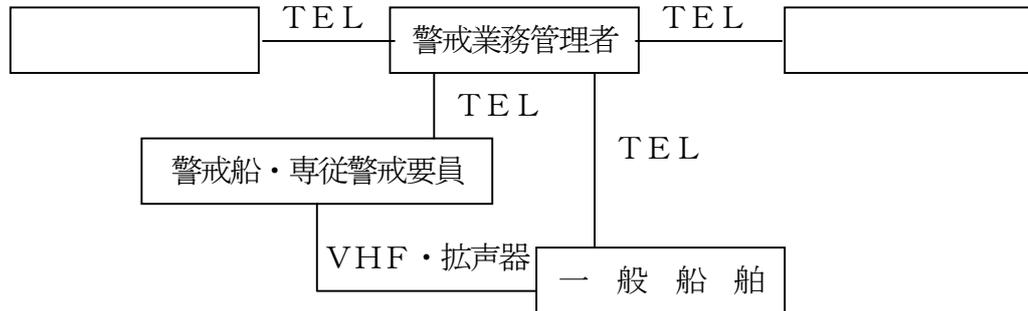
- (2) 指揮系統図は次のとおりとする。



- (3) 警戒船の船長

船名	氏名	年齢	経験	海技免状の種類
			年	

(4) 通信連絡体制



4 警戒区域

警戒船が警戒すべき海域及び警戒船の配備位置は、\_\_\_\_\_とする。  
(別添〇〇図参照)

5 警戒船の性能、設備

(1) 警戒船の性能は次のとおり。

総トン数……………	トン	最高速度……………	ノット
出力……………	PS(HP)またはKW	全長……………	m
幅……………	m	船橋における眼高……	m

(2) 警戒船の設備は次のとおり。

連絡設備……………電話・VHF                      監視器材……………双眼鏡・レーダー  
 注意喚起器材……………サイレン・探照灯・拡声器・赤旗(1m×1m)  
 表示器材……………表示板・横断幕  
 その他……………海図・海事法令集・警戒船管理運用要領・緊急連絡系統図

6 警戒業務実施要領

(1) 警戒船の業務

警戒船は工事作業の実施海域付近において、主として次の業務を行う。

- ① 工事作業や航行制限の内容に関する情報を通航船舶へ提供する。
- ② 工事作業に従事する船舶の交通を整理する。
- ③ 工事作業の実施海域内の関連施設
- ④ 工事作業の実施海域内の関連施設及び工事作業に従事する船舶に異常接近しようとする船舶等に対して注意喚起する。
- ⑤ 工事作業の区域を示す標識その他の関連施設の異常の有無を監視するとともに、関係者にその状況を通報する。
- ⑥ 工事作業の実施に伴って発生した海上交通の安全を阻害する事故に対し、人命の安全の確保及び被害の拡大防止のための必要な措置を行う。

(2) 基本的留意事項

船長及び専従警戒要員は協力して、次の事項を実施する。

- ① 警戒業務が的確に実施できるよう、船体、期間、機器等の保全に努めるとともに警戒業務に必要な知識の醸成及び各種訓練の実施に努める。

- ② 乗組員の作業を明確に定めた部署配置表を船内の見えやすい場所に備えておく。
- ③ 警戒業務実施方法の参考とするため警戒業務記録簿を備付け、警戒業務管理者から入手した情報、指示、警戒業務の引継ぎ事項、実施概要等を記録する。
- (3) 警戒業務実施前の遵守事項
  - ① 工事作業の状況
  - ② 作業船等の運航計画
  - ③ 気象通報
  - ④ その他必要な事項
- (4) 警戒業務実施中における遵守事項
  - ① 警戒船は、工事作業の情報を伝達するなど一般船舶の安全運航について協力するものであって、他船に対する指示権や航法上の優先権を有するものではないことに留意する。
  - ② 警戒船は、港則法、海上衝突予防法等関係法令を遵守し、航行の安全を確保する。
  - ③ 警戒船は、操船者及び専従警戒要員を常時船橋に配置して見張りを厳重にし、レーダー等を活用して、工事区域へ異常接近する恐れのある船舶の動向を早期に把握する。
  - ④ 警戒船は、緊急その他やむを得ない場合のほか、いたずらに他船に接近しない。
  - ⑤ 警戒船は、巡視船艇から海難救助等の緊急措置について協力要請があった場合はその旨を警戒業務管理者に報告し、指示を受けこれに協力する。
  - ⑥ 警戒船は、特別の指示による場合及び緊急の場合のほか、警戒区域を離れない。
- (5) 一般警戒の要点
  - ① 警戒船は、担当する区域内を適宜巡回し、航行船舶、作業船等の運航状況及び気象、海象状況に留意し、定時に次の事項を警戒業務管理者に報告する。
    - イ 警戒区域内の状況
    - ロ 標識その他の関連施設の異常の有無
    - ハ 天候及び海上模様
    - ニ その他必要事項
  - ② 警戒船は、作業船が一般船舶の航行を妨害する恐れのある場合等航行の安全上必要と認められた場合は、警戒業務管理者に報告するとともに作業船の交通の整理を行う。
  - ③ 警戒船は、一般航行船舶等が工事作業海域に異常接近する恐れのあると認めた場合は、次の措置を講じ事故防止に努める。
    - イ 航行船舶等の進路及び速力等から判断して工事作業海域に異常接近する恐れのある時は、直ちに当該船舶に近づき、汽笛・拡声器・探照灯・赤旗等適切な手段により注意喚起を行う。
    - ロ 接近防止のため、必要に応じ接近を防止する位置に占位して注意喚起を行う。
    - ハ 進入船舶があった場合は、当該船舶に対し早期に工事作業海域外へ退避するよう協力を求め、必要に応じ誘導等の措置を講ずる。

④ 警戒船は、工事区域に設置された標識その他の関連施設の異常の有無の監視を行い、異常が発見された時は、直ちにその状況を警戒業務管理者に報告する。

(6) 警戒船の運航中止基準

警戒業務管理者は、気象、海象等の状況を勘案のうえ、警戒船の運航中止又は待機の指示を行わなければならない。

運航中止基準

風速 ○m/秒以上

波高 ○m以上

視界 ○km以下

潮流 ○ノット以上

工事中止基準

風速 ○m/秒以上

波高 ○m以上

視界 ○km以下

潮流 ○ノット以上

## 7 管理運用体制

(1) 警戒業務管理者は、主として次の業務を行う。

- ① 警戒業務の統括及び実施の確保に関すること。
- ② 警戒船の運用及び警戒業務の実施に関し、必要な情報の収集及び専従警戒要員に対する当該情報の伝達に関すること。
- ③ 警戒業務の実施に関し、警戒船及び海上保安部との連絡に関すること。
- ④ 警戒船の船長及び専従警戒要員に対する工事作業の内容の周知に関すること。
- ⑤ 警戒船乗組員の教育、訓練に関すること。
- ⑥ その他警戒業務の実施に関し、必要な事項に関すること。

(2) 警戒業務の管理

- ① 警戒業務管理者は、事前に警戒船の運用計画を策定して、警戒船の船長に指示する。
- ② 警戒業務管理者は、警戒船が警戒業務に従事している間は、警戒船の行う業務の実施状況を把握できる事務所等に自ら勤務するか又は代行者を勤務させる。
- ③ 警戒業務管理者は、工事責任者等との連絡を密にし、警戒船が必要とする情報の提供を受けてそれを警戒船に提供し、また警戒船から報告のあった異常接近船に関する情報、警戒区域内で発生した事故に関する情報、巡回中に発見した工事作業関連施設の異常に関する情報等を工事関係者へ提供する。

## 8 警戒船乗組員の教育、訓練

- (1) 警戒業務管理者は、警戒船乗組員に対して海上交通関係法令、緊急事態発生時の措置等警戒業務に必要な教育及び実地訓練を警戒業務開始前に実施する。
- (2) 警戒業務管理者は、本工事に類似した他の工事作業の工事区域内で発生した乗揚海難その他の事故例を調査研究し、警戒船乗組員に対し周知徹底を図る。



## 1 2 使用船舶一覧表記載例

使用船舶及び操縦者一覧表

使用目的	深浅測量	浚渫工	水底（浚渫） 土砂運搬工	水底（浚渫） 土砂運搬工
船舶名	〇〇丸	〇〇丸	〇〇丸	〇〇丸
船舶番号	第230-12345号		第230-12345号	排 03-1234
総トン数	〇〇トン	〇〇〇トン	〇〇丸	1,500 m <sup>3</sup> 積
船舶の長さ	〇〇m	L×B×D	〇〇m	L×B×D
用途	作業船	クラブ式浚渫船	押船兼曳船	廃棄物排出船
船舶所有者	〇〇建設(株)	〇〇建設(株)	〇〇海運(株)	〇〇建設(株)
航行区域	〇〇区域		〇〇区域	
旅客	〇人	〇人	〇人	
船員	〇人	〇人	〇人	
その他の乗船者	〇人	〇人	〇人	
計	〇〇人	〇〇人	〇〇人	
有効期間	H〇.〇.〇		H〇.〇.〇	
交付機構	日本小型船舶検査機構		日本小型船舶検査機構	第三管区海上保安本部
船長氏名	〇〇 〇〇		〇〇 〇〇	
生年月日	S〇.〇.〇		S〇.〇.〇	
本籍	〇〇県		〇〇県	
免許種類	一級小型船舶		一級小型船舶	
免許番号	第123456789号		第123456789号	
有効期限	H〇.〇.〇		H〇.〇.〇	
電話番号	090-1234-5678		090-1234-5678	
備考				

### 1 3 工事・作業許可申請書内容チェックリスト

該当するものに✓又は○を付すこと。

- 第9号様式（工事・作業又は行事）許可申請書
  - ・ 申請者は、工事作業の実施について指揮監督をする権限を有する者若しくは元請者であるか
  - ・ 目的及び種類は、単に契約名のみでなく具体的に記入しているか
  - ・ 期間及び時間は許可申請に係る工期を記入しているか
  - ・ 枠内に記入できない場合は「別添による」と記載しているか
- 【第9号様式添付書類】
- 発注書又は工事請負契約書の写し
  - ・ 許可申請者と請負者が同一か
  - ・ 工期の範囲内にて許可申請されているか
- 水域占用許可書、土砂処分承認書、火薬類使用許可書、工事作業届（港湾管理者等）の写し、その他
  - ・ 許可申請中のものは、申請書の写しを添付しているか
- 施工区域図
  - ・ 海図を使用しているか、又は海図を使用しない場合は略図を作成しているか
  - ・ 区域図に施工海域の状況として付近航路・対岸までの距離、施工区域の範囲、船舶の可航幅等を記載しているか
- 工程表
  - ・ 工種（名）をはっきり区分けし、横線式工程表を作成しているか
- 工程フロー図
  - ・ 工程表に記載した同一の工種名を使用し作成しているか
- 施工要領（施工方法）
  - ・ 工程表及び施工フロー図に記載の工種名毎に順次記載しているか
  - ・ 施工状況の説明図を添付しているか
  - ・ 発注者との調整内容を記載しているか
- 標識灯、工作物等設置図
  - ・ 海図を使用しているか、又は海図を使用しない場合は略図を作成しているか
  - ・ 位置図に施工海域付近の状況として付近航路・対岸までの距離、施工区域の範囲、船舶の可航幅等を記載しているか
  - ・ 発注者との調整内容を記載しているか
- 作業船等避泊場所図
  - ・ 海図を使用しているか、又は海図を使用しない場合は略図を作成しているか
- 使用船舶一覧表
  - ・ 使用船舶の要目及び操縦者を明記しているか

- 安全管理体制・組織図
  - ・ 発注者、施工者（住所・氏名）、工事責任者（職名・連絡先〔昼夜電話番号〕）、協力業者、下請け業者（住所・氏名）等を明記しているか
- 安全対策全般
  - ・ 一般事項、各工種別に明記しているか
- 水域利用者等への周知状況
  - ・ 必要に応じて周知しているか
  - ・ 周知先を明記しているか
  - ・ 周知用ポスター等を作成し周知した場合は、添付しているか
- 緊急連絡系統図
  - ・ 施工業者（現場事務所等）から発注者、関係先、海上保安庁緊急電話 118 番又は銚子海上保安部（0479-23-4999）あて通報できる系統図を作成しているか
- 警戒船管理運用要領
  - ・ 警戒船を配置する場合作成しているか
- 長期休暇期間中の安全対策
  - ・ 休暇期間中の管理体制、連絡体制等を作成しているか
- 使用船舶の運航（回航）ルート図
  - ・ 船舶を使用する場合作成しているか
  - ・ 海図を使用しているか、又は海図を使用しない場所は略図を作成しているか
- 土砂分析試験結果表、磁気探査結果報告書
  - ・ 浚渫工事等の場合添付しているか